実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松前町	北川原	令和4年2月28日	

1 対象地区の現状

NACE OF N					
1)	48.1ha				
2	39.7ha				
3 ;	14.1ha				
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.4ha			
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha			
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 1.2ha					
(備	考)				
l					

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和3年8月に実施したアンケートでは、71歳以上が耕作者全体の60%をしめているが、7名が中心となり米麦を中心に耕作している。7名の内2名が71歳以上であるが、後継者の確保はできている。今後71歳以上で後継者の目途がついていない耕作地の集積が課題。耕作放棄地が2筆あるが、今後侵入路の確保に向け努力する。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後中心経営体7名と新規中心経営体1名、計8名を中心に耕作地の集積をする。集積農地の立地条件等を考慮して8名に割り当てる。

現在、稲作の水管理については、耕作地の立地条件を考慮し相互応援をして実施しているが、今後中心経営体 8名で話し合い水路別・方面別に耕作地の集約をはかる。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名·名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範 囲
認農	Α	米·麦	13.3 ha	米·麦·野菜	13.9 ha	北川原集落
認農	В	米·麦·野菜	4.9 ha	米·麦·野菜	4.9 ha	北川原集落
	С	米·麦	3.6 ha	米·麦	3.6 ha	北川原集落
認農	D	米·麦	2.5 ha	米·麦	2.5 ha	北川原集落
認農	E	米·麦	4 ha	米·麦	4.3 ha	北川原集落
	F	米·麦	0.5 ha	米·麦·野菜	0.5 ha	北川原集落
認農	G	米·麦	1 ha	米·麦	1 ha	北川原集落
	Н	米·麦·野菜	1.3 ha	米·麦·野菜	1.6 ha	北川原集落
計	8人		31.1 ha		32.3 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■農地の賃貸について

農地の賃貸は利用権の設定・中間管理機構を通じた賃貸を実施する。

■耕作放棄地の解消の取り組み

耕作放棄地2筆は進入路が無いため、隣接耕作地を利用し出入りをしているが、耕作物・耕作時期等の関係で出入りが困難な状況であり、今後進入路を作るための協議を開始する。

■鳥獣被害防止対策の取り組みについて

スクミリンゴガイの大量発生が毎年の課題となっているので、農林水産省のスクミリンゴガイ防止マニュアルを参考に駆除を行う。

■その他

北川原環保全会が実施している多面的機能支払交付金制度を活用し水路・農道等の維持管理を実施しているが、、今後も北川原環境保全会と協力し農業施設の維持管理に努める。